

H30生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

検査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。（記載例参照）	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認（県一事務所）	確認への回答（事務所一様）
総括事項	実施体制の確保	現業員等による生活保護費の算定等の不正防止等	窓口支給の理由が不適切なものが確認された。理由が不適切な窓口支給については、職員の不正防止の観点から口座支給へ変更すること。	○ (文書指摘)	①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。（記載例参照） 監査後、見直しを行い窓口支給から口座支給へ2件変更を行った。年度内に引き続き3件口座支給へ変更を行うことと調整済み。今後とも支給者と調整を四回口座支給への変更を進めていきたい。	職員の不正防止の観点から、口座支給への変更を推進していただく。 (回答不要)		
総括事項	適正な保護の確保	保護生活費の算定及び通知事務	介護保険料の代理納付を保護者に一括して行っているが、介護保険料の算定は保護者本人によること、即算額を算定した旨が確認できなかった。保護の実施要領によれば、介護保険料加算は、普通徴収にかかる保護料の納付において、納付すべき実質を認めることとされており、介護保険料加算の認定手続及び代理納付について、適正に実施すること。	○ (文書指摘)	介護保険料の代理納付については、本年度以降は一括納付を見直し、適切に納付することに介護保険料加算を認定し代理納付を実施していきたい。			
総括事項	保護の相談、申請開始段階における動員、指導及び調査の徹底	扶養義務履行の指導	扶養能力調査（関係性の確認及び重点的扶養能力調査）調査者の回避等について、扶養義務者調査の手引き等を参考に、適切な調査を実施すること。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			
前年度指摘事項（ケース検討）の確認			特になし。					
事項別	面接相談	適切な面接相談の実施について	貯蓄状況が変更される相談者の状況については、収入・手持金・預貯金や家賃の滞り状況、水連・電気などのライフラインの停止の有無など、急迫状況を詳細に聴取し、記録すること。	○ (文書指摘)	貯蓄状況の確認が出来るように相談受付票及び面接記録票の様式を変更し、1月15日に開催した専務研究会で説明を行った。			
事項別	面接相談	適切な面接相談の実施について	相談のみで申請に至らなかったケースについて、申請に至らなかった理由が乏しく、なぜ申請に至らなかったのか等が取れない記録が散見された。緊急対応が認められるにもかかわらず、申請に至らなかった場合は、その理由を具体的に記録すること。	○ (文書指摘)	1月15日に開催した専務研究会で緊急対応が認められるが、申請に至らなかった場合は、特に法要し具体的な理由を記録に添すよう説明を行い共通理解を得た。			
事項別	保護の廃止	終通面による廃止	「終通面」が本人の任意かつ重篤な理由に基づいて提出されたものであっても、保護の廃止決定を執行に当たっては、悪徳生活費に落ちない部分までどう上面するのか等、本人から自立の意思を必ず聴取し、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、ケース検討会議に諮る等により超絶的な判断を行い、適切に取扱うこと。	○ (文書指摘)	1月15日に開催した専務研究会で、悪徳生活費に落ちない収入しかなかった理由を終通面が提出された場合は、悪徳生活費との差額分をどう上面して生活を支えるかを聴取し、記録に添すと共に終通面後に語り相談に切り替えるよう説明を行い共通理解を得た。			
事項別	保護の廃止	終通面による廃止	悪告判定の結果、廃止となるケースについても終通面未取扱いから廃止を行っている事例が認められた。不要な終通面の取扱いはしないこと。	○ (文書指摘)	1月15日に開催した専務研究会で、悪告判定の結果、廃止となるケースでも必要は終通面を取扱わないよう説明を行い共通理解を得た。			
介護扶助	他法他施策の活用及び関係機関との連携	自立支援給付	介護保険みなし2号の介護事業者における自立支援給付の該当可能性について、確認内容及び結果がケース記録に未記載である事例が認められた。介護扶助の活用し結果を自立支援給付の該当可能性については、介護扶助認定書及び結果をケース記録に記載の上、自立支援給付該当可能性確認台帳を参照すること。	○ (文書指摘)	介護保険みなし2号の介護事業者の現場における自立支援給付の該当可能性を把握し、結果を記録し、台帳の整備を行った。さらに今後記録が滞りないよう、保内で周知徹底し、マニュアルを整備し、活用していく。	県内での周知はいつ行いますか、緊急対応を促すために、誰がどのような確認を行いますか。	1月15日に開催した専務研究会で周知を行った。既存の該当ケースについては初回定時時に台帳との記載内容に差支えが無いが確認し記事化する。台帳と記事は介護担当にも回付し記録を変更する。台帳と記事についても、台帳と記事を記載し介護担当に回付し記録を変更する。	
介護扶助	介護扶助の決定	適切な事務処理	介護サービス利用開始及び介護保険控除への入所に際し、介護変更申請書の提出を受けていない事例が認められた。提出を受けなかった事例について、関係機関との連携を強化し、活用していくようにする。	○ (文書指摘)	介護変更申請書の提出を受けていなかった事例も確認された。トランプし、金付取した。さらに今後確認されることのないよう、保内で周知徹底を行い、介護事務マニュアルを整備し、活用していくようにする。	県内での周知はいつ行いますか、提出遅れを防ぐために、誰がどのような確認を行いますか。	1月15日に開催した専務研究会で周知を行った。介護扶助の開始の決定を受ける際に介護変更申請書及び関係機関の連携をルール化し、介護担当、SVで確認を行う。	

H30生活保護法施行事務監査指図書・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

検査種別	指図書項目	指図書項目詳細	指図書事項	指図書区分	重点的取り組み すべき課題	是正改善報告についての確認 (県一事務所)	確認への回答 (事務所一葉)
介護扶助	介護扶助の決定	介護扶助決定の承認	介護扶助決定承認申請書の写しを徴取していない事例が認められた。徴取すること。	○ (文書指図書)	①指図書事項に対する原因分析を行ったうえで、②改善に向けて具体的な取組内容を記載してください。(記載例参照)	係内での周知は行っていないが、誰がどのような確認を行っているか。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行った。他法認定管理担当者によって更新手続き、保険証写しの徴取、配算入力について管理を行い、決裁を受ける。
介護扶助	介護扶助の決定	適切な事務処理	居宅介護支援事業所から直接居宅介護支援計画の提供を受けたこと、徴取すること。	○ (文書指図書)	①介護保険被保険者証の写しを徴取していないが、②介護保険被保険者証をリストアップし、全件徴取した。今後漏れがないよう、係内で周知徹底し、マニュアルを整備を行い、活用していくようにする。	居宅介護支援事業所からの提供を受けたこと、全件徴取した。今後漏れがないよう、係内での周知は行っていないが、誰がどのような確認を行っているか。	同業者は、指図書事項および居宅介護支援事業所からの提供を受けたこと、全件徴取した。今後漏れがないよう、係内での周知は行っていないが、誰がどのような確認を行っているか。
介護扶助	介護扶助の決定	適切な事務処理	要介護度の変更について、介護扶助決定申請書の作成による前回の決裁を受けていない事例が認められた。介護扶助の給付に際し、決裁を受けること。	○ (文書指図書)	要介護度の変更時に介護扶助決定申請書等に更新した介護度を記載するものが漏れてしまっていたため、記載漏れがないよう周知徹底を図る。	係内での周知は行っていないが、誰がどのような確認を行っているか。	1月15日に開催した事務研究会で周知を行った。他法認定管理担当者によって更新手続き、保険証写しの徴取、配算入力について管理を行う。
医療扶助	事務所払いの医療費の給付	施術の給付	施術（柔道整復）の給付に際し、保険費申請書の提出を受けていない事例が認められたので、提出を受けること。	○ (文書指図書)	保険費申請書の提出が漏れていたため、徴取した。施術の給付に際し、再度周知徹底を行い、漏れないようにしていく。	漏れが生じないよう、具体的に誰がどのような確認を行っているか。	同業者は、配算決定申請書に該当する事例について、係内での周知は行っていないが、誰がどのような確認を行っているか。
医療扶助	事務所払いの医療費の給付	施術の給付	施術（柔道整復）について、月に10回以上の給付があり頻回が認められた。嘱託医と協議し、施術の妥当性について意見を聴取の上、所要の措置を講ずること。	○ (文書指図書)	嘱託医と協議を行った結果、症状により変わるため、施術に制限を設けた。嘱託医と協議し、必要を伺った。主治医の診察、痛みが強く、必要回数に達しており、30年12月末を目処に治療を終了する方針であるとのことだった。予定通り治療が終了したことを確認した。	頻回と思われるケースの確認を週とさないうえ、具体的に誰がどのような確認を行っているか。	同業者が認められた時点で医療担当が嘱託医と協議し、柔道整復術に該当性等について確認を行う。確認した事項について意見書に記載しSVがその確認を行う。
医療扶助	事務所払いの医療費の給付	治療材料の給付	治療材料の給付について、「購置者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき補給金の項目、購入又は修理に関する費用の額の算定等に關する基準」(以下「基準表」という。) <sup>1</sup> と請求書(写)の金額を確認の上、承認資料として、基準表を添付して添付すること。	△ (口頭指図書)	(報告不要)		
法第73条 該当ケース	総理事務等の処理状況	法第73条該当ケースの支給済 保険費の確認	特になし。	-			

R元生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	①指摘事項に対する原因分析を行ったうえで、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。（記載例参照）	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認 (県→事務所)	確認に対する回答 (事務所→県)
総括事項			特になし。					
法第73条 該当ケース			特になし。					
前年度指摘事項 (ケース検討)の確認			特になし。					
事項別	面接相談	面接相談時における適切な対応	申請前の段階で、相談者に対し、保有する自動車処分を促している事例が認められた。 自動車保有する者でも申請は可能であり、申請の条件付けを疑われないよう、適切な対応を行うこと。	○ (文書指摘)	12月4日及び11月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、相談者へ申請の条件付けと関係するような制度変更の理由を説明し、関係者への記載方法についても新人研修を行うよう周知を行った。また、新年度以降についても新人研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の相談が発生した際はSVが決定時に確認する。			
事項別	保護の廃止	審査判定による保護の廃止	保護廃止の際の審査判定にあたり、稼働収入から勤務に伴う必要経費を控除する際、局第10-2-(1)に定める額(別表2)を使用していない事例が認められた。 保護廃止の際には、稼働収入の額から勤務に伴う必要経費として局第10-2-(1)に定める額を控除した額を、審査判定における収入充当額として用いること。	○ (文書指摘)	12月4日及び11月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、廃止時の審査判定の際には別表2使用について徹底するよう周知を行った。また、新年度以降についても新人研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVが別表2の登録を使用しているか決定時に確認する。			
事項別	保護の廃止	保護廃止による廃止	保護廃止が提出された場合は、今後の収入見込額及び収入時期等を被保護者本人から確認するなど、自立を具体的に確認すること。その結果、廃止後直ちに急迫した状況に陥ることが想定される場合は、保護辞退の再考を勧告するなど、適切な対応を行うこと。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			
事項別	保護の廃止	保護廃止による廃止	保護廃止の提出による保護の廃止に際し、国民健康保険への加入に際しては、被保護者に助言したことが確認できない事例が認められた。 保護の廃止に際しては、当該世帯の他法他施策への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう再申請について、被保護者に助言し、その旨を記録すること。	○ (文書指摘)	12月4日及び11月8日に開催した事務研究会の中で指摘事項について説明し、受給者への説明と記事記載の徹底を図るよう周知を行った。また、新年度以降についても新人研修時に同様の内容の説明を行う。なお、対象の事例が発生した際はSVがGPOに対し、口頭で受給者に助言を行ったか確認すると共に、記事入力に漏れが無いか決定時に確認する。			
介護扶助			特になし。					
医療扶助	他法他施策の活用	精神通院医療の確保 優先活用の徹底	おおむね3か月ごととされている、「精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア」の記載があるレセプトの抽出・把握に際して、確認が行われていなかった。適正に確認を行うこと。	○ (文書指摘)	レセプトシステムで左記の抽出を行ったところ1件該当者がいたが既に自立支援(精)取得済みであった。今後は抽出・把握を徹底していく。未取付者が抽出された場合は速やかに自立支援(精)の取得を指導していく。		指摘の内容はケースワーカーにも 12月4日及び11月8日に開催した事務研究会の中でケースワーカーにも指摘内容の周知を行った。	
医療扶助	事務所払いの医療費の給付	治療材料の給付	治療材料の請求金額の検査について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき補償金の種目、購入又は修理に関する費用の額の算定等に関する基準」(以下、「基準表」という。)と請求書の金額を比較の上、差額資料として差額表を作成し、保管すること。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			

R 2 活保護法施行事務監査指摘・指示事項等 (総括・事項別・医療・介護)

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。(記載例参照)	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認 (県→事務所)	確認に対する回答 (事務所→県)
総括事項			特になし	-				
事項別	保護の廃止	辞退面による廃止	就労自立給付金は稼働収入の増加を理由に廃止された場合に対象となるが、同様の理由であっても辞退面が提出された場合は対象とならない。そのため、辞退面を提出した被保護者に対しては、対象とならない旨を説明すること。	○ (文書指摘)	令和3年1月6日に開催した事務研究会の中で指摘事項について確認し、辞退面を提出した被保護者に対しては、対象とならない旨を説明することとその旨を記事記載することについて徹底するよう周知を行った。また、新年度以降についても新人研修時と同様の内容の説明を行う。なお、対象の事案が発生した際はSVが決裁時に確認する。			
事項別	暴力団及び暴力団員であることが疑われる者への対応	暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況	元暴力団員の暴力団関係者に係る警察への照会については、その結果をケース記録に記載すること。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			
法第73条該当ケース			特になし。	-				
介護扶助			特になし。	-				
医療扶助			特になし。	-				

R3生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	①指摘事項に対する原因分析を行った具体的な取組内容を記載してください。（記載例参照）	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認（県→事務所）	確認に対する回答（事務所→県）
総括事項			特になし	-				
事項別	保護の廃止	辞退届による廃止	辞退届の提出による保護の廃止に際し、生活困難時の再来所・再申請について、被保護者に助言していない事例が認められた。保護の廃止に際しては、当該申請が急迫状況に陥らないよう再来所・再申請について、被保護者に助言すること。	○ (文書指摘)	令和4年2月16日に行った事務研究会の中でCWに対し、指摘事項の確認及び説明を行い窓口での助言を行うことを徹底するとともに、記事記載を漏らさないよう周知を図った。また、来年度以降新人CWに対しても周知を実施したい。			
介護扶助			特になし。	-				
医療扶助			特になし。	-				

R 4 生活保護法施行事務監査指摘・指示事項等（総括・事項別・医療・介護）

※本資料は第三者委員会会議資料として加工しております。

監査種別	指摘項目	指摘項目詳細	指摘事項	指摘区分	①指摘事項に対する原因分析を行ったうえ、②改善に向けた具体的な取組内容を記載してください。（記載例参照）	重点的に取り組むべき課題	是正改善報告についての確認 (県→事務所)	確認に対する回答 (事務所→県)
総括事項	訪問調査活動の状況	訪問調査活動の実施状況	訪問計画に対する訪問実績が3%（全所で月平均5ケース）と極めて低い。一方、電話等による生活状況等の聴取が97%となっている。また、コロナ感染拡大時のみならず、年間を通じて毎月この割合となっている。コロナ感染状況を踏まえつつ、家庭訪問での生活状況確認も適切に実施すること。	△ (口頭指摘)	11月18日、福祉事務所長、福祉課長、係長及び重課指導員による所内会議を実施し、コロナ感染状況を踏まえつつも、今後は家庭訪問での生活状況の把握に努めることとなった。			
総括事項	組織的運営管理の状況	職員による不詳事件の再発防止について	職員の状況等が詳細に記載されていないため、記録から生活実態が把握できないケースが散見される。電話での生活状況確認時を含め、適切な記録の整備について徹底すること。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			
総括事項	11生活実態の把握	11-生活実態	訪問時の状況等が詳細に記載されていないため、記録から生活実態が把握できないケースが散見される。電話での生活状況確認時を含め、適切な記録の整備について徹底すること。	△ (口頭指摘)	11月18日の所内会議の結果を受け、12月14日に開催した事務研究会の中で電話や窓口での生活状況の把握ではなく、コロナ感染状況を踏まえつつも家庭訪問に切り替え、生活状況の把握に努めるよう周知を図った。また、生活状況の確認後、詳細な状況を記録に残すよう併せて周知徹底を図った。			
事項別	保護申請の却下	保護申請の却下	却下理由について、法第24条第5項第7号により、30日経過したためということは不相当である。法第24条第5項第7号は申請者が却下したものとみることができているものである。	△ (口頭指摘)	(報告不要)			
事項別	保護の廃止	辞退による廃止	辞退届が提出された場合は、就労開始が理由であれば、就労先、就労開始時期、給与支払額及び給与支払時期等を被保護者本人から聴取るなど、自立の目的を具体的に確認すること。その結果、廃止後直ちに急迫した状況に陥ることが想定される場合は、保護終了の再考を助言するなど、適切な対応を行うこと。	○ (文書指摘)	12月14日に開催された事務研究会の中で、辞退届が提出された際の被保護者からの聞き取り内容について整理し係内で徹底を図った。また、廃止後直ちに急迫した状況に陥ることが想定される場合は、保護終了の再考を助言は今までも行っていたが再徹底するよう周知を図り、実施した内容を正確に記録に残すよう周知を図った。			
事項別	保護の廃止	辞退届による廃止	稼働収入の増加を理由に辞退届を提出した被保護者に対しては、就労自立給付金の対象とならぬ旨を説明すること。	○ (文書指摘)	稼働収入の増加を理由に辞退届が提出された際には、被保護者に対して就労自立給付金の対象とならぬ旨の説明は今までも行っていたが、12月14日に開催された事務研究会の中で、再度説明を行う様周知を行なった。また、ケース記録に実施した内容を正確に記録するよう周知を図った。			
介護扶助			特になし。	-				
法第73条該当ケース入	個別具体的な指導要領の充	他法他施策の活用	介護施設入所者について、他法（介護保険法）の活用により、特別養護老人ホーム等への入所を検討すること。	○ (文書指摘)	3月8日、介護施設支援員に主たる介護保険の適用及び身体障害者手帳の取得が可能か状況を確認。支援員によれば介護保険の適用及び手帳の取得は難しいとのこと。入所時は130歳以上であったが現在は70歳未満で減少。主が専業主婦生活を送ることなどは、自立的な生活が再開することが促されるため、引き続き介護施設での規則正しい生活が望ましいとの意見であった。			
医療扶助			特になし	-				